

資料1

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
大学共同利用機関改革に関する作業部会(第2回)R1.6.25

大学共同利用機関として備えるべき要件（案）

※下線部は、「審議のまとめ」の修正部分

1. 基本的事項（大学共同利用機関としての基本的な性格を示すもの）

- 法令等に規定される研究分野及び目的等について、大学における学術研究の発展に資するための大学の共同利用の研究所であること 【追加】

2. 項目別整理（1. の趣旨を具体的に示したもの。）

<運営面>

- 開かれた運営体制の下、各研究分野における国内外の研究者コミュニティ全体の意見を取り入れて運営されていること 【修正】

<中核拠点性>

- 各研究分野に関わる大学や研究者コミュニティ全体を先導し、最先端の研究を行う中核的な学術研究拠点であること

<国際性>

- 国際共同研究を先導するなど、各研究分野における国際的な学術研究拠点としての機能を果たしていること 【修正】

<研究資源>

- 個々の大学では整備・運用が困難な最先端の大型装置や貴重な学術資料・データ等の卓越した学術基盤を保有・拡充し、これらを国内外の研究者コミュニティの視点に立って持続的・発展的に共同利用・共同研究に供していること 【修正】

<新分野の創出>

- 時代の要請や学術研究の動向に対応して、新たな学問分野の創出や展開に戦略的に取り組み、広く研究の成果等を社会に発信していること 【修正】

<人材育成>

- 優れた研究環境を生かした若手研究者の育成やその活躍の機会の創出に貢献していること 【修正】